主屋	一棟	彦根市芹町三六番地
主屋	一棟	彦根市河原一丁目一三八番地
附属屋	一棟	彦根市河原一丁目一三八番地
主屋	一棟	彦根市河原一丁目一三七番地
土蔵	一棟	彦根市河原一丁目一三五番地
主屋	一棟	彦根市河原一丁目一三五番地
土蔵	一棟	彦根市河原一丁目一三三番地
主屋	一棟	彦根市河原一丁目一三三番地
土蔵	一棟	彦根市河原一丁目一三二番地
主屋	一棟	彦根市河原一丁目一三〇番地
主屋	一棟	彦根市河原一丁目一二九番地一
主屋	一棟	彦根市河原一丁目一二九番地二
附属屋	一棟	彦根市河原二丁目二二七番地
土蔵	一棟	彦根市河原二丁目二二七番地一
土蔵	一棟	彦根市河原二丁目二二四番地
主屋	一棟	彦根市河原二丁目二二三番地一
主屋	一棟	彦根市河原二丁目二二四番地
土蔵	一棟	彦根市河原二丁目二一二番地
主屋	一棟	彦根市河原二丁目一〇四番地
附属屋	一棟	彦根市河原二丁目一〇四番地
附属屋	一棟	彦根市河原二丁目一〇三番地一
主屋	一棟	彦根市河原二丁目一〇三番地
土蔵	一棟	彦根市河原二丁目一〇三番地
附属屋	一棟	彦根市河原二丁目九七番地一〇
主屋	一棟	彦根市河原二丁目九七番地一〇
主屋	一棟	彦根市河原二丁目九七番地四

○文部科学省告示第百五十号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成元年文部省告示第四十二号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表十九中、次の表に掲げるものを削除する。

別表十九　竹原市竹原地区伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	竹原町大字上市四二五二―一番地、四二五二―四番地

○文部科学省告示第百五十一号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表に、次の表に掲げるものを追加する。

別表　函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	函館市末広町一八番二五号
蔵	一棟	函館市末広町一八番二五号

○文部科学省告示第百五十二号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成四年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

別表三　有田町有田内山伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
主屋	一棟	有田町大樽一丁目一四〇五番地
主屋	一棟	有田町中の原二丁目二一五三番地

○文部科学省告示第百五十三号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十九年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成六年文部省告示第四十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年十月十八日

文部科学大臣　林　芳正

別表二中、次の表に掲げるものを削除する。

別表二　南丹市美山町北伝統的建造物群保存地区

種別	員数	所在地
建築物		
小屋	一棟	大字北小字宮ノ本三五